

平成 29 年度 第 4 回  
希望郷いわてモニターアンケート質問書

課題名	ひとにやさしいまちづくりに関する意識調査
-----	----------------------

平成 29 年 12 月

岩手県保健福祉部地域福祉課

※この質問書は控えとしてお持ちいただき、回答用紙に答えをお書きください。

# ひとにやさしいまちづくりに関する意識調査

岩手県保健福祉部地域福祉課

## I 趣旨

### アンケートの目的について

県では、「すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の形成」を目指して、平成7年に、「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、これまで誰もが利用しやすい建物、交通機関等の整備の促進や県民の方々に対するひとにやさしいまちづくりについての普及啓発を進めてきたところです。

本調査は、今後の県が進めるひとにやさしいまちづくりに関する施策の参考にするものです。また、施策の対象が福祉等の特定分野ではなく地域社会の様々な範囲にわたることから、ひとにやさしいまちづくりを重点的に知っていただく必要がある分野を探るため、毎年度内容を一部差し替えしつつ、調査を継続しているものです。

趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

### 用語の定義について

#### ●本文中、「公共的施設」の語を多數使用していますが、定義は次のとおりです。

**不特定の方が利用するあらゆる施設(設置の主体も役所と民間の両方を含みます)のことを指します。**具体的には公共施設、文化施設、商業施設、観光施設、スポーツ施設、宿泊施設、温浴施設、列車やバスのような公共の乗り物等様々なものが該当します。

(また、来訪者の利用目的、規模の大小、来訪者数の多寡も問いません)

●「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」はもともと外来語であり、法令上の用語でもないことから、明確な定義が難しいところですが、本アンケートにおいての定義は次のとおりとさせていただきます。

#### <バリアフリー>

主に建物や乗り物において、高齢者や身体障がい者が使えるように、必要な配慮がされたもの。(例えば建物入口に段差がない、廊下や階段に手すりがある、開き戸ではなく引き戸がある、車いすで入れるトイレがある、トイレに人工肛門の方用の設備がある、等の状態)

#### <ユニバーサルデザイン>

年齢、性別、障がいの有無等を問わず、誰でも使える「もの」(有形無形を問わない)を実現させるために、あらゆる人の利用を前提にものをつくり、結果として誰もが使いやすくなること。また、それを合理的・経済的に実現させるための手法または手続。

## II 質問

問1 県の「ひとにやさしいまちづくり条例」や「ひとにやさしいまちづくり推進指針」について、知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 知っていて内容も理解している（①を選んだ方は、問2にお進みください。）
- ② 知っていて内容も何となく理解している（②を選んだ方は、問2にお進みください。）
- ③ 聞いたことがあるが内容は知らない（③を選んだ方は、問3にお進みください。）
- ④ 全く聞いたことがない（④を選んだ方は、問3にお進みください。）

問2 問1で①又は②を選択された方にお聞きします。

「ひとにやさしいまちづくり条例」や「ひとにやさしいまちづくり推進指針」について知ったきっかけは何ですか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 新聞
- ② 県の広報誌
- ③ 県のホームページ
- ④ パンフレット
- ⑤ 地域説明会や講演会等のイベント
- ⑥ 前回（平成28年12月）行われた希望郷いわてモニターアンケート  
「ひとにやさしいまちづくりに関する意識調査」
- ⑦ その他（具体的に御記入ください）

問3 県では、前記の条例に基づき、以下の事業を展開していますが、見たり聞いたりしたことのあるもの、利用したことのあるものを全て選んでください。

- ① 公共的施設を新たに建設したり、大規模改修する際、県や市町村の土木の窓口で、建主にバリアフリー化をお願いする手続がある
- ② 公共的施設を新たに建設したり、大規模改修する際にバリアフリー化するための融資制度がある
- ③ 県のホームページで、公共的施設のバリアフリー設備情報をまとめた電子マップを公開している
- ④ 「ひとにやさしいまちづくりセミナー」など関連行事を実施している
- ⑤ 公共的施設のバリア点検や障がい者の擬似体験活動に取り組む民間団体・グループを支援している
- ⑥ 小中学校などで行われるユニバーサルデザインに関する学習活動を支援している
- ⑦ 公共的施設に設置している「車いす駐車区画」の適正利用のための「ひとにやさしい駐車場利用証制度」を実施している

問4 「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 知っていて意味も理解している
- ② 知っていて意味も何となくではあるが理解している
- ③ 聞いたことがあるが意味は知らない
- ④ 全く聞いたことがない

**問5** まちで、以下の活動や、その活動に取り組む民間団体・グループを見たり聞いたり、実際に参加したことがありますか。あてはまるものを全て選んでください。

- ① 公共施設のバリア（障壁）点検活動
- ② 車いす駐車場の適正利用を訴える活動
- ③ 高齢者や障がい者の擬似体験活動
- ④ 認知症の人の生活を見守る活動
- ⑤ 高齢者の生活を支援する活動
- ⑥ 障がい者の生活を支援する活動
- ⑦ 乳幼児を中心とする子どもを育てている人の生活を支援する活動
- ⑧ 外国人の生活を支援する活動
- ⑨ その他（具体的に御記入ください）

**問6** まちの中で「ハード」（公共的施設、道路など）や移動するときにバリア（障壁）を感じることはありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① よく感じる（①を選んだ方は、問7にお進みください。）
- ② たまに感じることがある（②を選んだ方は、問7にお進みください。）
- ③ ほとんど感じたことがない（③を選んだ方は、問9にお進みください。）

**問7** 問6で①又は②を選択された方にお聞きします。 バリア（障壁）を感じるのはどのようなことですか。あてはまるものを5つ選んでください。

- ① 歩道が狭い
- ② 歩道が平らでなく、でこぼこがあり歩きづらい
- ③ 公共的施設の出入口に段差等があり使いにくかったり、安全でない
- ④ 公共的施設内の案内表示がなかつたり、分かりにくい
- ⑤ 公共的施設内に段差があるにも関わらず、スロープ、エレベーター、エスカレーター等バリアフリー設備がない
- ⑥ 公共的施設内に車いすやベビーカーでも使用できるトイレ、客室（又は浴室）がない
- ⑦ 公共的施設内でトイレが少なかつたり、使いにくい場所にある
- ⑧ 信号機や交通標識が分かりにくい
- ⑨ 鉄道車両やバス、一般タクシーの利用がしにくい（乗降口の段差、手すり、優先席、セダンタイプの車両では乗り降りしにくいなど）
- ⑩ 自動販売機、券売機が使いにくい
- ⑪ 公共的施設に授乳スペースやおむつ交換スペース等乳幼児を連れた来訪者用の設備がない
- ⑫ その他（具体的に御記入ください）

**問8 同じく問6で①又は②を選択された方にお聞きします。バリアを感じたことのある施設等を全て選んでください。**

- ① 病院又は診療所
- ② 大規模商業施設（スーパー・マーケット等）
- ③ 官公庁の施設（県の庁舎や市町村役場等）
- ④ 宿泊施設（旅館、ホテル等）
- ⑤ 温浴施設（日帰り温泉、スーパー銭湯等）
- ⑥ 鉄道駅（鉄道車両内、駅構内）
- ⑦ バス（バス車内、バスターミナル等）
- ⑧ タクシー（タクシー車内、タクシー乗り場等）
- ⑨ 自動車利用者の休憩施設（道の駅、高速道路パーキングエリア等）
- ⑩ 文化施設（図書館、美術館、博物館、文化ホール、公民館等）
- ⑪ スポーツ施設（野球場、陸上競技場、体育館等）
- ⑫ 金融機関の店舗（銀行、郵便局等）
- ⑬ 観光施設（景勝地、歴史的建造物等）
- ⑭ その他（具体的に御記入ください）

**問9 公共的施設の「ソフト」の対応（従業員による車いす用トイレやスロープ等バリアフリー設備の適切な管理、車いすの適切な取扱い等介助の技術、言語による意思疎通が困難な方に対する適切な応対等）で不便さや不満を感じたこと、あるいは身近な方から不便さや不満を聞かれたことはありますか。あてはまるものを1つ選んでください。**

- ① よく感じる（聞く）（①を選んだ方は、問10にお進みください。）
- ② たまに感じる（聞いた）ことがある（②を選んだ方は、問10にお進みください。）
- ③ ほとんど感じた（聞いた）ことがない（③を選んだ方は、問11にお進みください。）

**問10 問9で①又は②を選択された方にお聞きします。「ソフト」の対応に不便さや不満を感じた（身近な方から聞いた）ことはどのようなことですか。あてはまるものを5つ選んでください。**

- ① 障がい等の存在を理由に公共的施設の利用を拒否した
- ② 公共的施設を利用するとき、障がい等があっても利用できるか、情報がなく分からなかった
- ③ 公共的施設内に設置されている表示類（バリアフリー設備等の案内や商業施設の商品値札等）が見づらかった
- ④ 公共的施設の従業員の声が聞き取りづらいことがあった
- ⑤ 公共的施設の通路等に障害物があり、車いすやベビーカーが通りづらかった
- ⑥ 介助が必要だったが、公共的施設の従業員が対応できなかつた
- ⑦ 公共的施設の従業者が車いすの扱い方を理解していなかつた
- ⑧ 公共的施設のバリアフリー設備（車いす用トイレやスロープ等）が、物置として利用されている等の状況があり、利用することができなかつた

- ⑨ 公共的施設の車いす駐車区画が適切に使われるよう、巡回指導等が行われていない
- ⑩ 視覚障がい者用の点字誘導ブロックに障害物が置かれていた
- ⑪ 聴覚障がいや知的障がいなどで言葉での意思疎通が困難なのに、公共的施設の従業員がまごついて（何をしたらいいか理解できず）対応できなかった
- ⑫ 公共的施設内に外国語標記がなく、施設の利用に困った（困っている人を見かけたなど）
- ⑬ その他（具体的に御記入ください）

問 11 「公共的施設」には、車いすを使用される方や様々な状況で歩行が困難な方向けに「車いす駐車区画」が設けられています。

最近の車いす駐車区画の一般的な利用状況について、どのように感じていますか。  
あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 「ひとにやさしい駐車場利用証」を掲出している人が利用している
- ② 車いす使用者のみが利用している
- ③ 車いす使用者や高齢者、障がい者、妊婦等歩行困難な人のみが利用している
- ④ 車いす使用者や高齢者、障がい者、妊婦等歩行困難な人の利用の妨げにならないが、それ以外の人も利用している
- ⑤ 車いす使用者や高齢者、障がい者、妊婦等歩行困難な人以外による利用が多く、本来必要な人の利用の妨げになっている

問 12 車いす駐車区画を車いす使用者や高齢者、障がい者、妊婦等歩行困難な方が支障なく利用できるようにするには、どのようにしたらよいと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 県民に対する「ひとにやさしい駐車場利用証制度」や「車いす駐車区画の設置意義や利用法」等の普及啓発を行うこと
- ② 車いす駐車区画を利用できる人の説明を記載した看板等を設置する
- ③ 歩行困難等の事情がない人が利用した場合の罰則規定を設ける
- ④ 車いす駐車区画数を増やす必要がある
- ⑤ その他（具体的に御記入ください）

問 13 次の施設のうち、車いす駐車区画が不足していると思われる施設を全て選んでください。

- ① 病院又は診療所
- ② 大規模商業施設（スーパー・マーケット等）
- ③ 官公庁の施設（県の庁舎や市町村役場等）
- ④ 宿泊施設（旅館、ホテル等）
- ⑤ 温浴施設（日帰り温泉、スーパー銭湯等）
- ⑥ 自動車利用者の休憩施設（道の駅、高速道路パーキングエリア等）
- ⑦ 文化施設（図書館、美術館、博物館、文化ホール、公民館等）
- ⑧ スポーツ施設（野球場、陸上競技場、体育館等）

- ⑨ 金融機関の店舗（銀行、郵便局等）
- ⑩ 観光施設（景勝地、歴史的建造物等）
- ⑪ 特に不足しているとは思わない
- ⑫ その他（具体的に御記入ください）

問14 東日本大震災津波からの復興に必要なまちづくりの考え方で重要なと思われることは何ですか。あてはまるものを全て選んでください。さらに、その中で最も重要なと思われるものを次の中から1つ選んでください。

- ① 防災・減災を重視したまちづくり
- ② 地域住民のコミュニティが再構築できるまちづくり
- ③ 観光客を受け入れて活気のあるまちづくり
- ④ 高齢者や障がいのある方への配慮があるひとにやさしいまちづくり
- ⑤ これから建設される公共的な施設の整備に配慮した、誰でも利用しやすい施設を中心としたまちづくり
- ⑥ 公共的な建物や施設だけでなく、交通拠点や道路などが一体となった暮らしやすいまちづくり
- ⑦ 車がなくても日常生活ができるまちづくり（コンパクトシティ）
- ⑧ その他（具体的に御記入ください）

問15 東日本大震災津波からの復興に必要なまちづくりの進め方として、特に重要なと思われることは何ですか。あてはまるものを1つ選んでください。

- ① 再建のスピードを重視したまちづくり
- ② 住民が意見を言うことができるまちづくり
- ③ 住民が参加して協働でつくるまちづくり
- ④ 専門家の意見を反映したまちづくり
- ⑤ その他（具体的に御記入ください）

問16 今後、誰もが暮らしやすい「ひとにやさしいまちづくり」を進めていく上で、施策として特に重要なと思われることは何ですか。あてはまるものを2つ選んでください。

- ① 今ある公共的な建物や施設について、利用しやすい環境整備を図ること
- ② これから建設される公共的な建物や施設について、利用しやすい環境整備を図るよう、整備基準の充実強化を図ること
- ③ 事業者が利用しやすい環境整備を図る場合の補助や融資制度を充実すること
- ④ 公共的な建物や施設だけでなく、交通拠点や道路など一体となった、暮らしやすいまちづくり構想（都市計画）を策定し、環境整備を図ること
- ⑤ 「ひとにやさしいまちづくり」を推進するために、情報発信、優良事例紹介や意識啓発活動を充実すること
- ⑥ 行政だけでなく、行政と民間が連携し、一体となって推進する仕組みづくりを充実すること（環境整備における住民の参加意見の反映、県全体の推進組織）

- ⑦ やさしいこころやマナー育成、障がい者、高齢者の擬似体験など教育分野での活動を充実すること
- ⑧ 各地域で率先して取り組む人材・組織を育成すること
- ⑨ できるだけ多様な人々にとって使いやすいまちづくりを進めていくため、多様な意見を把握・反映させていくための仕組みづくりを充実すること
- ⑩ 公共的施設に設置している「車いす駐車区画」の適正利用のための「ひとにやさしい駐車場利用証制度」のさらなる普及を図ること

問17 「ひとにやさしいまちづくり」全体について、御意見や御要望等ありましたら、御記入ください。

問18 あなた自身のことについてお聞きします。

- (1) 性別
  - ①男 ②女
- (2) 年齢
  - ①20～29歳 ②30～39歳 ③40～49歳 ④50～59歳 ⑤60～69歳 ⑥70歳以上
- (3) お住まいの地域
  - ①内陸部 ②沿岸部
- (4) あなた自身について、差し支えなければ、あてはまるものを全て選んでください。
  - ① 障がい者手帳を持っている
  - ② 乳幼児を中心とする子どもを育てている
  - ③ 外国籍を持っているか、外国出身である
  - ④ 障がい者手帳を持つ方が家族にいる
  - ⑤ 乳幼児を中心とする子どもを育てている方が家族にいる
  - ⑥ 外国籍を持っているか、外国出身である方が家族にいる

質問は終わりです。御協力ありがとうございました。